

星野哲郎スカラシップ

Q & A

平成28年4月現在

質問① 要綱第6条（表彰の取り消し）について具体的な事例としてどのような場合が想定されているのですか。

回答① 平成28年度のスケジュールとしては、内定通知は10月下旬を予定しています。

また、表彰日を11月6日（日）としています。については概ね1ヶ月の期間に「学業成績が不良、操行が不良、休学・転校が適当でないとき」と在学学校長が判断する事例が発生・発覚したときは、速やかに当町商工観光課へ連絡していただき、選考委員会の協議を行う予定としています。

なお、具体的には1ヶ月間に成績不良、休学等の事例は少ないと考えられますが、操行については事の大小に関わらず報告してほしいと考えています。

質問② 要綱第6条（表彰の取り消し）第3号の「休学、転校が適当でないとき」とは、具体的な事例としてどのような場合が想定されているのですか？

また、親の転勤等は如何ですか。

回答② 操行がよくない場合等に起因した転校を想定しています。後段については適当と考えます。

質問③ 大島商船高専には専攻科があります。この専攻科の学生は含むのでしょうか。

回答③ 含みます。

質問④ 学校推薦（枠）などはあるのですか。

回答④ 推薦枠はありません。各学校から何人の申込みも可能です。ただし、資格調書に抵触すると学校長が判断した者は、申込みは出来ません。

質問⑤ 学業等により成績上位5名等のシバリはあるのでしょうか。

回答⑤ 成績上位等のシバリはありません。資格調書により学校長の証明があれば各学校から何名でも申込ができます。(あくまでも本人の意思により申し込むことが前提です)

質問⑥ 保護者(親)等の収入・所得制限はあるのですか。

回答⑥ ありません。

質問⑦ 学校長による推薦はできるのでしょうか。

回答⑦ 学校長の推薦規定はありません。

ただし、功績調書により学校長の意見等を記入されたらと考えています。

質問⑧ 本スカラシップの期間はあるのですか。また、財源はどこからなのですか。

回答⑧ 平成20年度から10年間を予定しています。ただし、各年度5名としていますが、各年度に表彰者が5名に達しない年があった場合は、50名(5名×10年=50名)に達するまで期間を延長する予定としています。

なお、財源は星野哲郎先生からの浄財(周防大島町へ寄附、寄贈)を受けて周防大島町が募集するものです。

質問⑨ スカラシップの受賞者が提出した「課題レポート」の著作権等はどこに所属するのですか。

回答⑨ 周防大島町に帰属します。予めご承知のうえ応募してください。

質問⑩ 要綱第3条(応募方法)第2項第1号の資格調書(様式第2号)で規定する「学業等及び操行が優良な者」とは具体的にどのようなものでしょうか。

回答⑩ 全て学校長の裁量に委ねています。

なお、一考として、①「星野哲郎スカラシップ」受賞者として世間一般(級友、保護者等を含む)から疑義がない者と認められる者か? 否か。または②同受賞者として相応しい者か? 否か。等を判断基準することが考えられます。

質問⑪ スカラシップの周知方法や何時頃から始めるのですか。

回答⑪ 本町公式ホームページ、町広報等で周知したいと考えています。公式ホームページは5月中旬頃掲載、町広報は5月号で行います。

質問⑫ 募集要領5. 選考方法、選考結果の後段の記述で「町広報等で公表及び同記念館において顕彰する」としてありますが、奨学金（20万円）を給付するという事などから個人情報等の観点から公表はいかがでしょうか。

回答⑫ このことについては、星野哲郎音楽事務所(有「紙の舟」)側から島の子ども達がこんなにも島のことを一生懸命考えてくれている事を記録として残してほしいとの強い要望により公表しようとするものです。公表を希望されない方（生徒）は要領に添えないと判断し、また応募条件に適しないとなるため、留意をお願いします。

質問⑬ 他の奨学生でも応募可能ということですが、受賞した場合、星野哲郎スカラシップとの併給は可能ですか。

回答⑬ 本スカラシップでは、他の奨学金との併給はかまいませんが、他の奨学金制度では併給を認めていない場合もありますので、各学校（奨学金の）担当先生に事前相談するなど、留意ください。

質問⑭ 奨学金ということなのに「償還義務なし」、「使途の制限なし」、「成績の優劣もなし」、「保護者等の所得制限なし」、「他の奨学生でも応募可能」、また、20万円という大金を生徒に給付してしまうが、このようなことで「奨学金」といえるのでしょうか。

回答⑭ 正式名称は「星野哲郎スカラシップ」としてしています。

また、星野哲郎先生の気持は「すべての島の子どもたち」に対して分け隔てなく何らかの支援したい気持ちが強いものでありました。子どもたちの夢の実現に活用していただくと同時に、これを機会に島のことを子どもたちが考えるようモチベーションを高めることになればと先生は願っておられるとの事を伺っております。

本町としては、先生のご生前のこの気持ちを大事したいと考えて条件を緩和しています。また、給付については、様式第1号の申込書の欄には保護者の署名・捺印が必要であり、保護者の承諾したものとして、給付金は保護者の管理下にあると判断しています。

質問⑮ 1年に5名以内ということですが、周防大島町が実施する奨学金であれば、

周防大島町内の高校、例えば周防大島高校 1 名、大島商船高等専門学校 1 名という枠は設けないのですか。

また、設けないとするならば偏ったことになった場合それも有りうるのですか。

回答⑮ 前段について確かにそのような考え方もあるとは思いますが、一方において公平・公正や応募者機会均等等の観点から初年度は応募者全員同じ取扱い（土俵）としています。また、後段については 5 名全員が〇〇高校、△△高校ということも可能性としてあります。

質問⑯ 応募資格の周防大島町内に住所を有する生徒等とは、住民登録（住民票）によるものですか。

または、（住民票が周防大島町にある場合として）親元を離れて遠隔地において寮または下宿等から通学しているものは周防大島町に住所を有する生徒等に該当するのですか。

回答⑯ 様式第 2 号資格調書の現住所欄において判断します。

※その他

今年度の取扱いにおいて見直すべき事項があれば、来年度以降に検討したいと考えていきます。何かお気づきの点がありましたら商工観光課までお知らせください。